

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

(平成25年10月29日国土交通省告示第1047号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の四第三項第六号の規定に基づき、エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第二百二十九条の四第三項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第二百二十九条の五第一項に規定する固定荷重及び同条第二項に規定する積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分(令第二百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。)に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G+P+K$$

(この式において、G及びPは、それぞれ令第二百二十九条の五第一項に規定する固定荷重及び同条第二項に規定する積載荷重によって生ずる力を、Kは、次の力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあつては、当該荷重に一・三を乗じたものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあつては、この限りでない。

K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P=kw$$

(この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力(単位 ニュートン)

k 令第八十八条第一項に規定するZの数値に、次の表の階又は屋上の欄の区分に応じて、それぞれ同表の設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

階又は屋上	設計用水平標準震度	設計用鉛直標準震度
地階及び一階	〇・四	〇・二
その他の階及び屋上	〇・六	〇・三

w エレベーターの固定荷重と積載荷重との和(積載荷重にあつては、地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値)(単位 ニュートン))

- 三 第一号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章

第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを平成十二年建設省告示第千四百十四号に規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。